

平成30年4月1日

**とちぎリハビリテーションセンターは
地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター
として新たにスタートします！**



とちぎリハビリテーションセンターは、平成13年9月の開設以来、心身に障害のある幅広い年齢層の方々に対し、ライフステージに応じた専門的なりハビリテーションや福祉サービスを総合的に提供してきました。

今、医療と福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、私たちには、医療サービスや障害者のための福祉サービスの充実が求められています。

このため、当センターは、県民の皆さまに提供する医療・福祉サービスの更なる充実を図り、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立するため、柔軟で弾力的な運営を行うことのできる「地方独立行政法人」へ移行します。

※地方独立行政法人とは、公共上の見地から地域において必要な事業であって、民間では必ずしも実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うことを目的として、地方公共団体が100%出資して設立する法人です。

《平成30年4月からの体制》

地方独立行政法人 栃木県立リハビリテーションセンター

医療センター

脳血管疾患や脊髄損傷等で回復期にある方や小児神経疾患等の子どもを対象に、専門的なりハビリテーション医療を行います。

電話：028-623-7051 地域医療連携室(患者サポートセンター)

こども発達支援センター

在宅の肢体不自由や発達障害のある子どもを対象に、親子通園による総合的な療育を行い、発達を支援します。

電話：028-623-6128

こども療育センター

脳性麻痺等でからだに障害のある子どもが、入所して治療や訓練を行い、地域で自立した生活ができるよう支援します。

電話：028-623-6138

障害者自立訓練センター (駒生園)

脳血管疾患や外傷等により障害のある方や高次脳機能障害の方が、地域で自立した生活ができるように訓練を行います。

電話：028-623-6310

同じ建物内にあり、一体となって課題に取り組みます。

栃木県障害者総合相談所

障害者の社会参加と自立を図るため、障害者本人や家族等からの様々な相談に応じるとともに、市町や施設への専門的助言・指導、支援者養成研修等を実施します。また、発達障害及び高次脳機能障害に関する相談や研修を行っています。

○障害者総合相談所(身体障害・知的障害)：028-623-7010

○発達障害者支援センターふおーゆう：028-623-6111

○高次脳機能障害支援拠点機関：028-623-6114

《法人になって変わること・変わらないこと》

法人になって変わること

『より多くの県民の皆さまから頼りにされる病院・施設を目指します』

- ・医療・福祉サービスを一層充実します。
- ・回復期病床の需要増に対応するため、回復期リハビリテーション病棟を40床から80床へ増床します。
- ・地域の医療機関や福祉施設との連携、また、入退院支援を強化するため、地域医療連携室(患者サポートセンター)を設置します。

法人になっても変わらないこと

『県立の病院・施設として、心身に障害のある県民の皆さまの自立と社会参加を支援します』

- ・県立の病院・施設であることは変わりません。今後も専門的なりハビリテーション医療の提供や肢体不自由児・発達障害児等への療育支援など、県立の病院・施設としての使命と責任を果たします。